



八環保第 1130 号
平成 31 年 2 月 8 日

一般社団法人 青森県産業廃棄物協会
会長 天内 修 殿

八戸市長 小林 眞



八戸市における小割機に係る許可の取扱いについて（通知）

当市の産業廃棄物の適正処理の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、重機に接続し使用するアタッチメント型の小割機（以下「小割機」という。）について、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の対象施設として取り扱っているところですが、この取扱いを下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

なお、当市の産業廃棄物処分業許可業者に対しては当該変更について別途通知していることを申し添えます。

記

1 変更内容

小割機について、産業廃棄物処理施設設置許可は不要（取得不可）とし、小割のみによる処分業許可を認めないこととします。（粒度調整機能を有する小割機を除く。）

2 変更日

平成 31 年 4 月 1 日

3 送付資料

小割機に係る許可の取扱いの変更について

【担当】

八戸市環境部環境保全課
廃棄物対策グループ 山部、今野
〒031-0801 八戸市江陽三丁目 1-111
下水道事務所 3 階
電話：0178-51-6195
E-mail: kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

小割機に係る許可の取扱いの変更について

1 変更の概要

重機に接続するアタッチメント型の小割機※（以下「小割機」という。）について、産業廃棄物処理施設設置許可を不要（取得不可）とします。また、これに伴い小割破碎のみによる処分業許可を認めないこととします。具体的な変更内容は表のとおりです。

※粒度調整機能を有する小割機は除く。

(1) 産業廃棄物処理施設設置許可について

	変更前	変更後
①小割機単独	許可必要	小割機は許可不要 (許可取得不可)
②本破碎機＋小割機（1台）	小割機は許可不要 (前処理施設扱い)	
③本破碎機＋小割機（2台以上）	小割機はそれぞれ許可必要	
④②の場合で小割機を変更（又は追加）	破碎機本体の変更として変更許可	

(2) 産業廃棄物処分業許可について

	変更前	変更後
①小割機のみでの処分業許可	取得可能	取得不可

2 既存許可の取扱い

(1) 産業廃棄物処理施設設置許可について

変更日時点で産業廃棄物処理施設設置許可（みなし許可を含む。）を有する小割機については、廃止をするまでの間は当該許可を有効なものとして取り扱います。小割機を廃止する際は、軽微変更届（廃止）の提出が必要となります。

(2) 産業廃棄物処分業許可について

小割のみでのがれき類の「破碎」の産業廃棄物処分業の許可を受けている事業者におかれましては、現在使用している小割機の施設設置許可が有効な限り、現行の許可内容での更新を認めません。

3 今後の具体的届出例

以下の表に従い、該当する届出を提出してください。

変更内容	産業廃棄物処理施設関係	産業廃棄物処分業関係
①新たな小割機の導入	届出不要	小割機及び重機追加に係る変更届の提出（※）
②既存の小割機（単独許可）を新しいものへ入替え	既存の小割機の軽微変更届出（廃止）	小割機に係る変更届の提出（※）
③既存の小割機（本破碎機の前処理用）を新しいものへ入替え	軽微変更届出（小割機の廃止）	小割機に係る変更届の提出（※）

※仕様書、カタログ、所有（使用）権を確認できる書類の添付が必要となります。

4 変更日

本取扱いの変更は平成 31 年 4 月 1 日からとします。

5 留意事項

本取扱いは八戸市内で使用する小割機のみが対象となるものです。八戸市外で使用する場合は各自治体へ個別にお問い合わせください。

また、実際に届出等を提出される場合は、八戸市環境保全課まで事前に御相談ください。

移動式破碎施設の取扱いについて（補足資料）

1 移動式破碎施設の例

当市では、図 A（本破碎機）及び図 B（小割機）をがれき類の移動式破碎施設として産業廃棄物処理施設設置許可を必要としてまいりましたが、平成 31 年 4 月 1 日以降、図 B（小割機）をがれき類移動式破碎施設の対象外施設とし、産業廃棄物処理施設設置許可を不要（取得不可）として取扱います。

※図 A（本破碎機）については、今後も産業廃棄物処理施設設置許可が必要となります。



図 A 一般的ながれき類等移動式破碎施設



図 B 小割機

2 関連法令等

○法第 15 条第 1 項

産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（八戸市内であれば八戸市長）の許可を受けなければならない。

○令第 7 条第 8 号の 2

法第 15 条第 1 項の政令で定める施設とは、がれき類の破碎施設であって、1 日当たりの処理能力が 5 トンを越えるものをいう。

「法」 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 46 年法律第 137 号）

「令」 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）